

第 15 回 (2025 年) KANHAM コンテスト規約

Ver.1.1 2025 年 2 月 12 日

KANHAM 実行委員会

注意

- ◆ **アマチュアは、良き社会人であること。アマチュアは、健全であること。アマチュアは、親切であること。**
 - コンテストに参加するにあたっての、新型コロナウイルス (SARS-CoV-2)、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応は、社会人として個々が常識的判断をしてください。
 - 電波法施行規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号) 第 34 条の 10 の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者が行い KANHAM コンテストのマルチ・オペレーター部門に参加する場合のコンテスト・ナンバー及び得点を決めました。
- ◆ **アマチュアは、進歩的であること**
 - マルチ・オペレーター部門も実施します。リモート運用によるマルチオペなどアマチュア無線家ならではの実験の場としても KANHAM コンテストをご活用ください。
- ◆ **アマチュアは、国際的であること**
 - 海外局との交信は『JARL コンテスト周波数帯』に準拠する必要はありません。これにより 3.5MHz 帯で交信が出来なかった海外局との交信が可能となります。
 - コンテスト・ログの提出方式を電子ログでの提出に一本化しました。紙による提出は受け付けませんのでご注意ください。
- ◆ **ログの提出先について**
 - 間違った宛先に提出されたログは受け付けられませんのでご注意ください。

1. コンテストの名称

KANHAM CONTEST

2. 開催日時

JST : 2025 年 4 月 29 日 (祝) 09:00~2025 年 4 月 29 日 (祝) 20:00

UTC : 2025 年 4 月 29 日 (祝) 00:00~2025 年 4 月 29 日 (祝) 11:00

バンド毎に開催時間が異なる。

- ・09:00-10:00(14MHz) ・10:00-11:00(21MHz) ・11:00-12:00(28MHz)
- ・09:00-12:00(50MHz) ・13:00-17:00(7MHz) ・15:00-17:00(144MHz)
- ・12:00-14:00(430MHz) ・14:00-15:00(1200MHz)
- ・17:00-19:00(3.5MHz) ・19:00-20:00(1.8MHz)

4月29日（祝）											
9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	
										1.8MHz	
								3.5MHz			
			7MHz								
14MHz											
	21MHz										
		28MHz									
50MHz											
						144MHz					
			430MHz								
					1200MHz						

3. 参加資格

全世界のアマチュア局および SWL（アマチュア局の電波を受信する個人をいう）

4. 使用周波数帯

国内局同士の交信においては JARL 制定の『JARL コンテスト使用周波数帯』を使用すること。海外局との交信については『JARL コンテスト使用周波数帯』に準拠しない。

周波数帯	電信 (CW)	電話 (AM/SSB)	電話 (FM)
1.9MHz 帯	1.801-1.820MHz	1.850-1.875 MHz	-
3.5MHz 帯	3.510-3.530 MHz	3.535-3.570 MHz	-
7MHz 帯	7.010-7.040 MHz	7.060-7.140 MHz	-
14MHz 帯	14.050-14.080 MHz	14.250-14.300 MHz	-
21MHz 帯	21.050-21.080 MHz	21.350-21.450 MHz	-
28MHz 帯	28.050-28.080 MHz	28.600-28.850 MHz	29.200-29.300 MHz
50MHz 帯	50.050-50.090 MHz	50.350-51.000 MHz	51.000-52.000 MHz
144MHz 帯	144.050-144.090 MHz	144.250-144.500 MHz	144.750-145.600 MHz
430MHz 帯	430.050-430.090 MHz	430.250-430.700 MHz	432.100-434.000 MHz
1200MHz 帯	総務省告示『アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別』による。		

5. 参加部門および種目など

- 海外局（日本国外）か国内局（日本国内）かは電波を発した場所で決まる。例えば KH0/JA3xxx など JA の呼出符号で W から参加した場合は海外局となる。
- Cabrillo 形式の電子ログでは参加種目のコードナンバーを CATEGORY に記述する。

部門	参加場所	種目	コードナンバー
シングル・オペレーター（電信電話）	日本国内	1.9MHz バンド	S-CWPH-1.9
		3.5MHz バンド	S-CWPH-3.5
		7MHz バンド	S-CWPH-7
		14MHz バンド	S-CWPH-14
		21MHz バンド	S-CWPH-21
		28MHz バンド	S-CWPH-28
		50MHz バンド	S-CWPH-50
		144MHz バンド	S-CWPH-144
		430MHz バンド	S-CWPH-430
		1200MHz バンド	S-CWPH-1200
		オール・バンド	S-CWPH-ALL
		オール・バンド・ヤング（注 1）	S-CWPH-Y
	SWL オール・バンド	S-CWPH-SWL	
	日本国外	オール・バンド	S-CWPH-ALL-OS
シングル・オペレーター（電信電話）	日本国外	オール・バンド・ヤング（注 1）	S-CWPH-Y-OS
シングル・オペレーター（電信電話）	日本国内	ハンディ機部門(注 2)	S-PH-HT
マルチ・オペレーター（電信電話）	日本国内	オール・バンド	M-MIX-ALL
		オール・バンド・ヤング（注 1）	M-MIX-Y
	日本国外	オール・バンド	M-MIX-ALL-OS
マルチ・オペレーター（電信電話）		オール・バンド・ヤング（注 1）	M-MIX-Y-OS

注 1：すべての運用者がコンテスト当日満年齢 20 歳未満（U20）の局が参加出来る。U20 の参加を強制するものではない（任意の何れか 1 つの種目に参加することが出来る）。

注 2：

- 144MHz、430MHz、及び 1200MHz 帯の FM ハンディー機を使用すること。
- 電源は本体に内蔵出来る乾電池、または Ni-cd 等のバッテリーを使用すること。外部電源は不可とするが、本体と一体構造であれば大容量のものやハイパワーの電池ケースを使用可。さらに、コンテスト期間中の乾電池交換も可。
- アンテナはハンディー機に付属しているアンテナ、またはそれに準じるホイップ・アンテナを使用すること。同軸ケーブルその他を使用した外部アンテナは不可。変換コネクタは可。
- 使用した無線機、電源、ホイップ・アンテナの型式をログに記入すること。Cabrillo 形式の場合は SOAPBOX、JARL 形式の場合はサマリー・シートの意見欄に記入のこと。

6. 呼び出し

電信の場合 …… CQ KH TEST

電話の場合 …… CQ KANHAM CONTEST

7. コンテスト・ナンバー交換

コンテスト・ナンバーが局ではなく運用者（オペレーター）の属性で変わることに注意すること。

国内局

- RST 符号によるシグナル・レポートと自局の運用場所を示す『JARL 制定都府県支庁番号』。
→ RST+JARL 制定都府県支庁番号
- 運用者がコンテスト当日満年齢 20 歳未満（U20）の局は、『JARL 制定都府県支庁番号』の後ろに『Y』を追加する。
→ RST+JARL 制定都府県支庁番号+Y
- 運用者が『電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 34 条の 10 の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者』の場合は、『JARL 制定都府県支庁番号』の後ろに『N』を追加する。
→ RS+JARL 制定都府県支庁番号+N

海外局

- RST 符号による相手局のシグナル・レポート
→ RST
- 運用者がコンテスト当日満年齢 20 歳未満（U20）の局は、シグナル・レポートの後ろに『Y』を追加する。
→ RST+Y

8. 交信上の禁止事項

- クロスバンドによる交信。
- コンテスト中の運用場所の変更。
- シングル・オペレーターの同一または異なるバンドにおける 2 波以上の電波の同時発射。
- マルチ・オペレーターの同一バンドにおける 2 波以上の電波の同時発射。
- マルチ・オペレーターの複数地点からの運用。
- レピータによる交信。
- マルチ・オペレーターとして参加している当該局とのシングル・オペレーターとしての交信。
- 自局の運用情報を Web クラスタにアップ・ロードするセルフ・スポッティングやスポットを依頼する行為を禁止する。ただし、呼出符号もしくはマルチ・プライヤーを受信信号の周波数情報と共にオペレーターに知らせるあらゆる技術、例えば Web クラスタ、CW スキマー、リバース・ビーコン・ネットワークの使用は認める。
- リモート運用は、すべてのアンテナ、送信機、受信機がひとつの所在地に収まっている場合にのみ許される。すべてのリモート運用局は、局免許、オペレーター免許、および該当参加部門のルールに従うこと。
- 送信機、受信機、アンテナを設置した無線局の所在地外に位置するリモート受信機の使用は禁止する。
- コンテスト終了後に、データ・ベースや録音、電子メールまたはその他の手段を使って交信ログを作ったりあるいは交信を確

認したり、呼出符号やナンバーを修正することを禁止する。ただし、手書きログを電子ログ化する作業は、これに含まれない。

9. 得点およびマルチ・プライヤー（アマチュア局）

得点：交信方法に定めるコンテスト・ナンバーの交換が完全に行われた交信をもって、以下の得点とする。ただし、同一バンドにおける同一モードでの重複交信は得点とならない。

(*同一バンドにおける同一局との電信と電話による重複交信は、それぞれ得点となる。)

種別	コンテスト・ナンバー		得点
	国内局	海外局	
一般局	RST + 都道府県庁番号	RST	1 点
EXPO 記念局	RST + 都道府県庁番号 + Y	RST + Y	5 点
コンテスト当日 20 歳未満の運用者	RST + 都道府県庁番号 + Y	RST + Y	5 点
運用者が『電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 34 条の 10 の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者』の場合	RS + 都道府県庁番号 + N	-	5 点

マルチ・プライヤー：完全な交信が行われた前記得点対象の相手局の運用場所を示す異なる都府県支庁番号。ただし、バンドが異なれば同一都府県支庁番号であってもマルチ・プライヤーとする。

10. 得点およびマルチ・プライヤー（SWL 局）

得点：送信および受信局の呼出符号並びに送信局のコンテスト・ナンバーの完全な受信を 1 点とする。ただし、同一バンドにおける同一モードでの重複受信（同一局を同一モードで 2 回以上受信することをいう。）は、1 受信を除き、電波型式が異なっても得点としない。ただし、**同一バンドにおける同一局の電信と電話による重複受信は、それぞれ得点となる。**

マルチ・プライヤー：完全な受信を行なった相手局の運用場所を示す異なる都府県支庁番号。ただし、バンドが異なれば同一都府県支庁番号であってもマルチ・プライヤーとする。

11. 総得点の計算方法

オール・バンドの場合：〔各バンドにおける得点の和〕×〔各バンドで得たマルチ・プライヤーの和〕

シングル・バンドの場合：〔当該バンドにおける得点の和〕×〔当該バンドで得たマルチ・プライヤーの和〕

12. ログの提出

- Cabrillo 形式または JARL 形式を利用すること（JARL 推奨の E-LOG MAKER はそのままではこのコンテストには使えない）。
- 提出は E メール本文に記述したテキスト・データにて行う。E メールへの添付、フロッピー・ディスクなどのメディアによる提出は認めない。
- 書類は種目表のうち何れか 1 種目にのみ提出することができる。もし 2 つ以上の局で参加したときは、その何れか 1 局でのみ提出することができる。
- マルチ・オペの場合：コンテスト中に運用した者のコールサインまたは姓名を Cabrillo 形式の場合は OPERATORS、JARL 形式の場合は意見欄に明記すること。ログは周波数帯ごとに時間順に並べること。
- コンテスト当日 20 歳未満の運用者：生年月日を Cabrillo 形式の場合は SOAPBOX、JARL 形式の場合は意見欄に明記すること。
- 入賞対象局について、次に掲げる資料等の提出を求める場合がある。
 - 重複する交信または受信局およびマルチ・プライヤーの確認資料（チェック・リスト）。
 - 交信または受信時に記入したログ（オリジナル・ログ）。
- 提出締切日：2025 年 5 月 11 日（日）23:59:59 JST
- 提出先：khtest@khn.co.jp サブジェクトに『呼出符号と参加部門のコードナンバー』を入れること。

13. 賞

- 各種目の第 1 位の局に賞状と副賞を郵送にて贈る。
- 副賞は、関西アマチュア無線フェスティバル（KANHAM）実行委員会より粗品を提供する。
- 結果は『KANHAM コンテスト』のウェブ・サイトに掲載する。

14. 実行委員会からのお願い

環境への配慮、各国 QSL ビューローの業務軽減のため、コンテストにおいて交信した際の QSL カードの交換は、必要なもの以外は極力発行しないようにお願いいたします。例えば既に同一バンド同一モードの QSL カードの交換が行われている場合がそれにあたります。

16. お問い合わせ

本コンテストに関するお問い合わせは KANHAM 実行委員会へ E メールにてお願いいたします。

mail_kanham@yahoo.co.jp

以上

【別表】JARL 制定『都府県支庁番号』

分類	名称	番号
北海道の地域 ※札幌市は石狩地域の区域に含まれる。	宗谷 (Souya)	101
	留萌 (Rumoi)	102
	上川 (Kamikawa)	103
	オホーツク (Okhotsk)	104
	空知 (Sorachi)	105
	石狩 (Ishikari)	106
	根室 (Nemuro)	107
	後志 (Shiribeshi)	108
	十勝 (Tokachi)	109
	釧路 (Kushiro)	110
	日高 (Hidaka)	111
	胆振 (Iburi)	112
	桧山 (Hiyama)	113
	渡島 (Oshima)	114
都府県	青森 (Aomori)	02
	岩手 (Iwate)	03
	秋田 (Akita)	04
	山形 (Yamagata)	05
	宮城 (Miyagi)	06
	福島 (Fukushima)	07
	新潟 (Niigata)	08
	長野 (Nagano)	09
	東京 (Tokyo)	10
	神奈川 (Kanagawa)	11
	千葉 (Chiba)	12
	埼玉 (Saitama)	13
	茨城 (Ibaraki)	14
	栃木 (Tochigi)	15
	群馬 (Gunma)	16
	山梨 (Yamanashi)	17
	静岡 (Shizuoka)	18
	岐阜 (Gifu)	19
	都府県 ※8J1RL は東京の区域に含まれる。	愛知 (Aichi)
三重 (Mie)		21
京都 (Kyoto)		22
滋賀 (Shiga)		23
奈良 (Nara)		24
大阪 (Osaka)		25
和歌山 (Wakayama)		26
兵庫 (Hyogo)		27
富山 (Toyama)		28
福井 (Fukui)	29	

分類	名称	番号
	石川 (Ishikawa)	30
	岡山 (Okayama)	31
	島根 (Shimane)	32
	山口 (Yamaguchi)	33
	鳥取 (Tottori)	34
	広島 (Hiroshima)	35
	香川 (Kagawa)	36
	徳島 (Tokushima)	37
	愛媛 (Ehime)	38
	高知 (Kochi)	39
	福岡 (Fukuoka)	40
	佐賀 (Saga)	41
	長崎 (Nagasaki)	42
	熊本 (Kumamoto)	43
	大分 (Oita)	44
	宮崎 (Miyazaki)	45
	鹿児島 (Kagoshima)	46
沖縄 (Okinawa)	47	
その他 ※沖ノ鳥島、南鳥島、硫黄島は小笠原の区域に含まれる。	小笠原 (Ogasawara)	48

以上